

市営住宅入居希望者募集

▶ 詳細 住宅課 ☎(32)6316

受付期間 6月5日(月)～9日(金) 市役所4階住宅課

抽選日 6月18日(日) 市民会館

申込資格 入居する家族全員の総収入が収入基準内にあり、現に住宅に困窮していることが明らかで、次の①～③のいずれかに該当する方(収入基準は下表参照)

①同居する親族がいる方(内縁関係および入居許可日から3カ月以内に入籍できる婚約者を含む) ②現在公営住宅に入居している高齢者または身体障がい者の方などで、階段の昇降が困難などの理由で住み替えを希望する方(既存入居者でも申し込み可能な場合あり) ③●単身者で、**60歳以上***の方(50㎡以下または2DKの住宅) ●単身者で、**60歳未満***で現在働いているか近く働く予定のある方、精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を有するかDV被害者の方(50㎡以下または2DKの中層住宅3階以上または耐火構造2階建) ●単身者で、**60歳未満***で、階段の昇降が困難な身体障がい者(1級～4級)の方(50㎡以下または2DKの中層住宅1・2階およびエレベーター付き住宅、または簡易耐火構造2階建) ※平成29年4月1日現在

申込書配布 6月5日(月)～9日(金) 住宅課、勇払・のぞみ出張所、沼ノ端コミセン

申込方法 申込書を直接または郵送(9日消印有効)で住宅課

留意事項 ●新婚世帯向住宅を除き、申し込みは1世帯1戸(重複申し込みの場合は全て無効) ●入居申請書には申し込み住宅番号を必ず記入 ●入居する順番は、抽選により決定(母子世帯・老人世帯・身体障がい者世帯の特目住宅については、困窮度調査を実施し困窮度の高い順に入居者を決定) ●一般募集の抽選回数は、通常1回。ただし、入居申請時の困窮度調査により困窮度の高い方については2回抽選。高齢者世帯(65歳以上の方がいる世帯)、母子世帯、身体障がい者世帯(身体障害者手帳1級～4級)、過去3年以上連続して申し込みしている世帯の4年目以降の申し込みは1回優遇、過去6年以上連続して申し込みしている世帯の7年目以降の申し込みは2回優遇、過去9年以上連続して申し込みしている世帯の10年目以降の申し込みは3回優遇し、最大5回抽選。複数回抽選の場合は順位の高い方を採用 ●空き住宅が出た場合、入居登録順により資格審査に必要な書類を提出 ●資格審査(収入基準など)により、住宅に入居できない場合あり ●入居申込者(同居者を含む)が暴力団員である場合は入居不可 ●中層住宅の1・2階部分は高齢者(60歳以上)や身体障がい者(1級～4級)など階段の昇降が困難な方向の住宅(エレベーター付住宅および植苗は除く)

収入基準

	申し込み家族数(遠隔地扶養親族を含む)					※左表は給与所得者1人の場合の例です。給与所得者が複数名、事業所得者・年金収入者の場合および扶養控除以外に該当する控除がある場合は、計算方法が異なりますのでお問い合わせください
	1人	2人	3人	4人	5人	
一般世帯	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	
裁量世帯	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	

裁量世帯とは次の世帯を示します ●入居者または同居者に障害者基本法第2条に規定する障害のある方(身体障害者手帳1級～4級、精神障害者保健福祉手帳1級～2級、療育手帳A判定・B判定【中度】) ●入居者または同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障がいの程度が恩給法で定める程度の方 ●入居者または同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 ●入居者または同居者が海外からの引揚車で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方 ●入居者または同居者がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた方 ●入居者が**60歳以上***で、かつ同居者のいずれもが**60歳以上***または**18歳未満***の方(**60歳以上***の単身者も該当) ※平成29年4月1日現在 ●同居者に小学校就学の始期に達するまでの子どもがいる方

市営住宅入居者選考基準審議会委員の募集

▶ 詳細 住宅課 ☎(32)6316

募集人数 2人以内 **応募資格** 18歳以上の市民(市内に通勤、通学する方も含む。高校生、市議会議員、常勤の市職員を除く) **報酬** 6月26日から2年間 **任期** 会議1回につき6,100円。公開抽選会(年1回)は5,000円 ※会議は年に1回程度 **申** 5月26日(金)までに「市営住宅入居者選考基準審議会委員申込」と明記し、住所、氏名、性別、年齢、生年月日、職業、電話番号、応募動機(400字程度)、市の審議会や委員会などの経験者はその名称と期間を記載(様式自由)し、直接または郵送(必着)、Eメールで ✉jutaku@city.tomakomai.hokkaido.jp

苫小牧市消費生活審議会委員の募集

▶ 詳細 安全安心生活課 ☎(32)6304

市民の消費生活の安定および向上を図る施策について審議する委員を募集します

募集人数 2人 **応募資格** 18歳以上の市民(市内に通勤、通学する方も含む。高校生、市議会議員、常勤の市職員を除く) **任期** 6月1日から2年間 **報酬** 会議1回につき6,100円(会議は年1～2回) **申** 5月12日(金)までに住所、氏名(ふりがな)、性別、年齢、電話番号、応募動機(400字程度)、市の審議会や消費生活に係る調査員・モニターなどの経験者はその名称と期間を記載(様式自由)し、直接または郵送(消印有効)、Eメールで 〒053-0021 若草町3-3-8 安全安心生活課(市民活動センター内) ✉anzen@city.tomakomai.hokkaido.jp